

(別紙第2)

勸 告

本委員会は、職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告します。

1 期末手当の改定

(1) 令和3年12月期の支給月数

ア 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）及び学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）（以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（特定幹部職員を除く。）については、期末手当の支給月数を1.125月（再任用職員にあつては、0.625月）とすること。

イ 給与条例の適用を受ける職員のうち特定幹部職員については、期末手当の支給月数を0.925月（再任用職員にあつては、0.525月）とすること。

ウ 任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）の適用を受ける職員については、期末手当の支給月数を1.575月とすること。

(2) 令和4年6月期以降の支給月数

ア 給与条例の適用を受ける職員（特定幹部職員を除く。）については、6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.2月（再任用職員にあつては、0.675月）とすること。

イ 給与条例の適用を受ける職員のうち特定幹部職員については、6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.0月（再任

用職員にあつては、0.575月) とすること。

ウ 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員については、6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.625月とすること。

(3) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、上記(2)については、令和4年4月1日から実施すること。

2 給与カーブの見直し

(1) 給料表

給与条例に規定する給料表(医療職給料表(1)を除く。)を別記のとおり改定すること。

(2) 改定の実施時期等

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。

なお、任命権者が定めた期間において、次の経過措置を講ずること。

ア 上記(1)による改定後の給料表の適用の日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が上記(1)による改定がなかったものとした場合における給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

イ 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(上記アの職員を除く。)について、上記アによる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、上記アに準じて、給料を支給すること。

ウ 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して上記ア又はイによる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、上記ア又はイに準じて、給料を支給すること。

エ 上記アからウまでの経過措置の実施に伴い、所要の措置を講ずること。